

令和3年度 第2回三郷市個人情報保護審議会 会議録

開催日時	令和3年10月18日(月) 10:00~11:00
開催場所	市役所本庁舎7階大会議室
委員の出席状況	
篠田 直人	会 長 出席
荒井 英理子	委 員 出席
田原 真理	副会長 出席
石井 浩樹	委 員 出席
竹内 嘉洋	委 員 出席
佐々木 康子	委 員 出席
梶野 陽久	委 員 出席
山口 陽介	委 員 欠席
事務局	松岡参事 善生課長補佐 工藤係長 梅村主任 情報政策課 上野課長補佐
案件提出課	国保年金課 茂木課長補佐 ふくし総合支援課 木村係長 橋本主事 長寿いきがい課 箕輪課長補佐 秋本主事 齋藤主事 中山主事
<p>1 開会 事務局から開会宣言 10:00開会</p> <p>2 会長の互選及び会長あいさつ</p> <p>3 副会長の互選及び副会長あいさつ</p> <p>4 審議 ・諮問事項 諮問第23号~諮問第30号について</p> <p>5 事務局連絡事項 (1) 個人情報漏えいの対応について (2) 令和3年度第3回三郷市個人情報保護審議会の日程について</p> <p>6 閉会</p>	

## 会 議 録

- 事務局 諮問第23号から諮問第30号までの概要説明
- 田原委員 諮問第26号について、変更理由として、現状にあった個人情報登録票の適正を図るためとの説明がありましたが、具体的にどのような点を変更したのですか。
- 箕輪補佐 事業の実施にあたり庁内の関連する課から個人情報の目的外利用をしています。変更前は、市民税課の個人の市県民税に関する業務に係る個人情報について目的外利用をしていましたが、変更後は、介護保険課の介護保険要介護認定に関する業務、生活ふくし課の生活保護に関する業務、障がい福祉課の相談支援に関する業務に係る個人情報の目的外利用を追加登録しました。個人情報の記録の内容の変更につきましては、文書で保管していた個人情報を、現在はシステムで管理していることから、記録の保管形態を変更しました。
- 石井委員 個人情報登録票の個人情報の記録に内容欄に◎、■、□といった記号が記載されていますが、余白に記号の意味を書き加えてもらいたい。また、届出書についても、変更された項目が一目でわかるようにしてもらいたい。
- 事務局 次回以降、見やすい資料となるよう善処いたします。
- 荒井委員 諮問第29号について、アンケート調査は市内の65歳以上の方全員が対象となるのか、一般介護予防事業に参加された方が対象となるのか、どのような方が対象となりますか。また、一般介護予防事業に参加された方は一般の方なのか、介護認定を受けている方なのか、対象者によって、アンケートの内容が異なるかについても説明をお願いします。
- 秋本主事 アンケート調査の対象者は、介護予防教室に参加をされた方を想定しております。
- 荒井委員 介護認定が高い方などが参加している場合、ご自身でアンケートに答えられるのか、できない場合は付き添いの方がアンケートに答えているのでしょうか。また、アンケートの委託会社に引き渡す個人情報に、家族構成や健康状態などが含まれていますが、その理由を説明してください。
- 秋本主事 まず、健康状態については、参加者の方に参加前と参加後の健康状態をお答えいただきます。家族構成については、参加される方が一人暮らしなのか、高齢者世帯なのか、同居している家族がいるのか等をお答えいただきます。また、回答は本人にさせていただく形になります。介護予

防教室に参加できる方ですので、基本的にはご自身で回答ができる方と想定しております。

荒井委員 アンケート内容に氏名や介護に関する事項など様々な個人情報が含まれていますが、アンケートを実施し、その結果を集計して、どのように活用するのかがはっきりしないと、ただアンケートを実施しただけという形になってしまいます。きちんとどのような目的で、最終的にどのようにアンケートを活用するのかを決めた方が、アンケートを実施する意義があると思います。

篠田会長 現段階で説明可能な範囲で、具体的なアンケートの内容や、アンケートを実施した後の活用方法について、担当者から説明をお願いします。

秋本主事 アンケートを収集後にどのように活用するかということですが、介護予防教室の効果の分析をしたいと考えています。現状介護予防教室は各種ありますが、それが参加者の介護予防に効果があるかどうかという分析ができていないためアンケート調査を行いたいと考えています。

田原委員 諮問第27号について、これは市長申立てによる成年後見制度の利用を想定していると思いますが、長寿いきがい課だけで申立ての可否を判断し、申立てをしているのか。また、後見人の人選についても長寿いきがい課だけで判断しているのでしょうか。また、人選にあたり市民後見人について想定していますか。

箕輪補佐 まず審判の請求ですが、重度の認知症などによって判断能力が不十分であり、かつ、親族等がない方については、親族に代わり市長による申立てができることが定められていますので、その手続きを長寿いきがい課が行っています。審判の請求にあたっては対象者が、例えば生活保護受給者や、障がいがある方の場合、関係課と情報をやりとりしながら確認し、長寿いきがい課において事務手続きを進めますが、最終的には三郷市として家庭裁判所に審判の請求を申立てています。また、後見人については現在市民後見人として登録されている方は三郷市にはおりません。なお、これまでに選任された後見人は弁護士、司法書士、社会福祉士などです。後見等内容については家庭裁判所が最終的に判断することになります。

篠田会長 その他ご質問ございませんか。質問がないようですので、諮問を承認することで異議はございませんか。

一同 異議なし。

篠田会長 それでは異議なしと認め、承認します。

## 5 事務局連絡事項

### (1) 個人情報漏えいの対応について

事務局 子ども支援課・子育て支援ステーションでは、保育所入所に関わる問診を実施しております。

問診を受ける方には個人情報を書かれた質問票を持参していただき、それをもとに問診を進めていきます。当日、担当者は問診終了後自席に戻った際に、机上にあった一般向けのパンフレットに質問票を挟んだままスタンドに戻ってしまったため、パンフレットを持ち帰った別の市民の方にその質問票が渡ってしまったというのが本事案の経緯でございます。

発覚後、原課では直ちに質問表を回収し、流出させてしまった方には事情の説明と謝罪を行いまして、ご本人には納得していただきました。

主な原因として、事前に質問票の控えをとっていたために紛失時の捜索を怠ったことや、質問票の管理体制に問題があったことから、原課では、本事案を重く受け止め、再発防止策を講じ、現在すでに実施しております。具体的には、原因となる行為を禁じ、改めて個人情報の取扱いについて十分な注意を払いながら業務に従事しているとのことでございます。

#### (2) 令和3年度第3回三郷市個人情報保護審議会の日程

事務局 次回の審議会の日程について、令和4年1月24日月曜日の午前10時からの開催を提案します。ご都合はいかがでしょうか。

篠田会長 ご都合の悪い方はいないようですので、この案を了承し、次回は令和4年1月24日月曜日の午前10時からといたします。

篠田会長 その他何かございますか。

荒井委員 諮問第30号のアンケートの内容について、確認させていただけないでしょうか。説明だけでは具体的な内容が想像できません。どのような内容を聞き取っているのか、自筆で回答しているのかなどを確認できると、もう少し審議ができるのかなと思います。

事務局 承認済の案件ではございますが、具体的なアンケート内容につきましては、改めて、委員の皆様にお伝えするようにします。具体的な資料がないと審議が難しいというご意見をいただきましたので、今後の審議会資料につきまして検討していきたいと思っております。

田原副会長 皆様お疲れ様でした。これで令和3年度第2回三郷市個人情報保護審議会を閉会いたします。

署名欄	会長	
	署名委員	
	署名委員	